

計画の体系・計画事業とその考え方

第3章 計画の体系

1 計画の体系

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進	1 【変更】一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進	(1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進 (2) 生涯学習における学びの機会提供の推進 (3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成
	2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(1) 固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実 (2) あらゆる機会を活用した広報 (3) 【新規】関係機関・団体等を通じた大学生・若年層への SNS 等による情報発信と、メディア・リテラシーの推進
	3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(1) 性の多様性に関する理解促進 (2) 【新規】当事者等による相談場所や交流の機会の提供
	4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	5 地域社会における男女平等参画	(1) 地域活動への参画のための活動支援 (2) 【変更】男女平等センター エガリテを拠点とした推進
	6 【変更】ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進	(1) 【変更】ジェンダー平等や「女性・平和・安全保障(WPS)」の視点に立った災害時対応 (2) 【変更】避難所の設備・運営等への女性やLGBTQ 等当事者の意見反映
	7 【移動・変更】人権尊重の理解促進と相談の充実	(1) 【移動】啓発、相談機能の充実
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主体的にかかわる取組の推進 (2) 【変更】共働き・共育での実現に向けた仕事と育児の両立支援 (3) 【変更】ワーキングケアラ等への支援
	2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	(1) 【変更】働きやすい職場環境の整備・支援と職場文化の醸成 (2) 【変更】女性の就労・再就職、起業、リスキリング等への支援 (3) 多様で柔軟な働き方の支援

大項目(目標)	中項目(施策の方向性)	小項目(施策)
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】	(1)配偶者等からの暴力の防止と啓発
		(2)早期発見と相談体制の充実
		(3)被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備
		(4)児童等への虐待の防止と支援
	2 あらゆる暴力の根絶	(1)こども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応
		(2)様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応
		(3)【変更】性の商品化とメディア、インターネット、SNS上における性・暴力表現への対応
	3 【新規】困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】	(1)【新規】関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実
		(2)【新規】困難女性支援に対する相談支援機能の強化
		(3)【移動・変更】各種支援制度の整備
	4 【変更】生涯を通じた男女の健康支援	(1)【変更】プレコンセプションケアと性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の普及・啓発
		(2)保健指導・健康診査の充実
		(3)【新規】仕事と健康課題の両立支援
Ⅳ 推進体制の整備	1 庁内等推進体制の整備・充実	(1)文京区男女平等参画推進条例の推進
		(2)計画の推進と評価体制の確立
		(3)【変更】区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成
		(4)苦情申立て制度の運用
	2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携	(1)国際社会の取組との連携
		(2)【変更】国連持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)、UN Womenとの連携
		(3)国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

2 施策の方向性に対する目標と成果指標

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進	(継続) 学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R7年度 51.1%	R13年度 までに 70.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	(継続) 社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	R7年度 14.6%	R13年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進	(継続) 『男は仕事、女は家庭』という考え方に対し、「そう思わない」人の割合	R7年度 68.6%	R13年度 までに 80.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新規】 アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)について内容を知っている人の割合	R7年度 29.5%	R13年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
3 性自認及び性的指向に対する理解促進	(継続) 「SOGI」、「LGBT」の認知度	R7年度 「SOGI」 30.0% 「LGBT」 76.0%	R13年度 までに 「SOGI」 40.0% 「LGBT」 90.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
4 政策・方針決定過程における男女平等参画	(継続) 審議会等の男女比	R7年度 男性 62.3% 女性 37.7%	R13年度 までに 男女いずれかの性が 40%未満 とならない こと	
5 地域社会における男女平等参画	(継続) 男女平等センター エガリテの認知度	R7年度 37.8%	R13年度 までに 60.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新規】 地域活動や社会活動に参加していないと回答する人の割合	R7年度 60.2%	R13年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
6 ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進	(継続) 文京区防災会議における女性委員の割合	R7年度 18.5%	R13年度 までに 20.0%	
	(継続) 文京区防災士認証登録支援助成金を活用し、防災士認証登録を受けた女性の割合	R7年度 30.4%	R13年度 までに 30.0%未満 とならない こと。	

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
7 人権尊重の理解促進と相談の充実	(継続) 男女平等センター相談室の相談件数	R7年度 1,258 件	R13年度 1,500 件	

Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	【新規】 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実(現状)について、『一致している』と回答する人の割合	R7年度 30.7%	R13年度 までに 40.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新規】 女性が働き続けることについて、『仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている』と回答する女性の割合	R7年度 52.5%	R13年度 までに 40.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進	【新規】 職場における性別による待遇の格差について、『昇進・昇格に男女格差がある』と回答した人の割合	R7年度 23.4%	R13年度 までに 20.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	【新規】 職場でリスキリングの支援が行われていると回答した人の割合	R7年度 18.5%	R13年度 までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】	(継続) ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する研修や講習会の回数	R4から R7年度まで 17 回	R9から R13年度まで 30回	
	(継続) 配偶者、パートナー等からの暴力についての公的な相談機関として、相談先を知らない人の割合	R7年度 25.7%	R13年度 までに 10.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	(継続) 児童虐待に関する防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R7年度 17.6%	R13年度 までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
2 あらゆる暴力の 根絶	(継続) ストーカー被害や性被害に遭わ ないための防止策について、『支 援や防止対策がなされている』と 思う人の割合	R7年度 14.6%	R13年度 までに 30.0%	文京区男女平等 参画に関する区 民調査
	(継続) インターネット上での誹謗(ひぼ う)中傷の書き込み等の対策につ いて、『支援や防止対策がなされ ている』と思う人の割合	R7年度 13.2%	R13年度 までに 20.0%	文京区男女平等 参画に関する区 民調査
	【新規】 デートDVについて内容を知って いる人の割合	R7年度 45.4%	R13年度 までに 60.0%以上	文京区男女平等 参画に関する区 民調査
3 困難な問題を抱え る女性等への支援 【困難女性支援基本 計画】	【新規】 悩みや困りごとについて、『文京 区の女性相談』をはじめとした 区・行政機関の窓口相談を利用 した女性の割合	R7年度 5.4%	R13年度 までに 7.0%	文京区男女平等 参画に関する区 民調査
4 生涯を通じた男女 の健康支援	(継続) 妊娠中に保健師等と面接する妊 婦の割合	R7年度 95.4%	R13年度 までに 98.0%	保健医療計画
	(継続) 子宮がん検診受診率	R7年度 51.6%	R13年度 までに 60.0% (R11年度 までに 60.0%)	保健医療計画
	(継続) 乳がん検診受診率	R7年度 53.2%	R13年度 までに 60.0% (R11年度 までに 60.0%)	保健医療計画

IV 推進体制の整備

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画・調査
1 庁内等推進体制の 整備・充実	【新規】 女性の育児休業取得率 男性の育児休業取得率	R7年度 女性 100.0% 男性 95.8%	女性 100% 男性 100%	特定事業主行動 計画
	【新規】 男性の2週間以上の育児休業取 得率	R7年度 100%	85%以上	特定事業主行動 計画
	(継続) 男性の出産協力休暇 7日間の休暇取得率	R7年度 89.5%	100%	特定事業主行動 計画
	(継続) 係長級以上の女性の行政系職員 (福祉職を除く。)の割合	R8年度 39.7%	45%	特定事業主行動 計画

	(継続) 文京区男女平等参画推進条例の 認知度	R7年度 38.4%	R13年度 までに 50.0%以上	文京区男女平等 参画に関する区 民調査
2 国際社会と国内の 取組の積極的理解・ 連携	【新規】 UN Women との連携した取組	R4から R7年度まで 15 回	R9から R13年度 までに 15 回	

第4章 計画事業とその考え方

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識を形成するためには、ジェンダー平等教育の推進が重要です。

固定的な性別役割意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、性別にかかわらず一人一人が能力を発揮し、自分らしく活躍できる働き方・暮らし方の変革の実現において大きな障壁となることがありますが、学校や職場、地域活動といった身近な場面では、それらの固定観念がなお根強く残っています。

また近年はインターネットやSNSを通じてジェンダーバイアス※¹を含む情報に触れる機会も増え、特に若年層への影響が懸念されています。そのため、幅広い年代の人を対象とした、固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアス※²の解消に向けた取組が必要とされています。

あわせて、性の多様性への理解促進や、防災をはじめとする地域活動における多様な立場の方への配慮などの課題に対し、今後取り組むべき課題も多岐にわたります。

こうした社会の動向や区民調査、男女平等参画推進会議での意見等を踏まえ、誰もが暮らしやすい多様な幸せを実現する取組を実施していきます。

※1 ジェンダーバイアス:社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に対する固定観念や偏見

※2 アンコンシャス・バイアス:自分自身では気づいていない「無意識の思い込みや偏見」

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育・学習の推進

○家庭生活、職場、学校教育、地域社会、社会通念等の各場面全体では「男性優遇」と感じる人が約7割を占める。

様々な場面における男女の地位の平等感をたずねたところ、全体では「男性優遇」(「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)と感じる人が 69.7%を占めています。一方、学校教育の場面では「平等」との回答が 51.1%と半数を占め、他の場面と比べて男女の意識の差も小さくなっています。(問6)

○男女平等参画社会の実現にむけて学校における男女平等教育の推進が重要

男女平等参画社会を実現するために、今後、区が力を入れるべきこととして、学校における男女平等教育の推進を求める声が多い傾向にあります。

○保育・教育の現場では、子どもが男女の区別なく能力を活かせるよう配慮することを求める声が多い。

保育や教育の現場で注力すべきこととして、「日常の保育、生活指導や進路指導において、子どもが男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」が 71.7%と最も多く、次いで、「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が 43.9%となっています。(問4)

(1)幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進

性別にかかわらず、一人一人が持つ個性や能力を尊重した学習や進路選択ができるよう、幼少期からの教育の場における学びの機会づくりを進めます。あわせて、発達段階に応じた性教育に関する学びを通じて、自己や他者を尊重し、望ましい人間関係を築く力を育んでいきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	性別に関わらない名簿の作成	男女の性別の並びではなく、混合の五十音順の名簿を維持継続する。	教育指導課
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。	教育指導課
3	生徒指導の充実	男女平等の視点に立った生徒指導を充実する。児童生徒の状況等に応じた生活指導を行うとともに、性別によらない職業観を醸成し、個々の能力と適性に応じた進路指導を充実する。	教育指導課
4	女子生徒・学生のSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	・総務課 ・教育指導課 ・教育センター
5	性教育の充実	発達段階に応じた性教育(性被害、性自認・性的指向を含む。)を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対し、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導する。	・教育指導課

(2)生涯学習における学びの機会提供の推進

あらゆる年代の人を対象に、ジェンダー平等やアンコンシャス・バイアスの解消、人権

の尊重などに関する理解を深め、正しい知識を身に付ける学びの機会を提供します。特に働く世代や子育て世代に対しては、講座の開催日時や保育等に配慮し、様々な人が参加しやすい学習環境をつくるとともに、男女平等参画に関連する情報提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
6	学習の機会の充実	各種講座等を利用しやすい曜日や時間帯に開催する。 子育て中の保護者が積極的に講座等へ参加できるよう一時保育の提供やオンライン等の活用など工夫する。 講座等のカリキュラムに男女平等参画に関する課題を取り上げ、ジェンダー平等学習を充実する。	関係課
7	図書館における関連情報の充実	男女平等参画に関連する書籍・資料等を広く収集・整理して提供する。	真砂中央図書館

(3)理工系分野で活躍する女性の人材育成

科学技術・学術分野の進展を加速させるには、多様な視点や発想を取り入れていくことが重要ですが、理学、工学分野の学生における女性の比率は少なく、研究者に占める女性の割合も国際的にみて低い水準となっています。理学、工学分野への女性の参画を促すため、理系分野に対する興味や関心、理解を向上させる取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
8	男女平等センターエガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
9	男女平等センターエガリテ資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課
再掲 4	女子生徒・学生のSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	・総務課 ・教育指導課 ・教育センター

2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

○「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人は8割を超え、全国調査より高い水準

「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)と回答した人は 82.6%にのぼり、国の「男女共同参画に関する世論調査」(令和6年度)における「反対」の割合(64.8%)を 17.8ポイント上回っています。(問3)

○「アンコンシャス・バイアス」という言葉の認知度は半数以下

「アンコンシャス・バイアス」という言葉を「知らない」と回答した人は 54.2%であり、アンコンシャス・バイアスの解消に向けては、広報・啓発を通じた理解の浸透が引き続き求められています。(問5)

○メディアにおける性表現等について、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」と回答した人が多い。

メディアにおける性や暴力表現について、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」(37.9%)、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」(36.7%)に次いで、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」(31.0%)の回答が多く、区としては、SNS 等を通じた正しい情報の発信と、偏った表現を主体的に読み解く力(メディアリテラシー)を育む啓発に取り組んでいきます。(問25)

(1) 固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消等、ジェンダー平等の実現に向けた普及・啓発の充実

固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアスの解消、女性の社会参画及びジェンダー平等の実現等に向けた普及・啓発に取り組めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
11	アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施	アウェアネスリボンによる啓発活動を通じ、関係団体と各所管課との横断的な連携を深めた周知・啓発活動を行う。	・総務課 ・障害福祉課 ・こども若者政策課 ・こども家庭支援センター ・健康推進課 ・予防対策課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
12	教職員・保育園職員 等への啓発	年少期のこどもたちの人格形成に関わる幼稚園・小中学校の教職員、保育園職員及び児童館・育成室職員に対し、性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うため、男女平等教育についての意識や指導力を高める研修を実施する。	・総務課 ・幼児保育課 ・教育指導課 ・児童課 ・教育センター
13	学齢期の保護者等 への意識啓発	家庭教育講座や各種の事業等を通じて、幼稚園・小中学校のPTA等の保護者や青少年委員、学校等にジェンダー平等や個々の多様性を尊重する意識啓発の機会を設ける。	教育総務課
14	地域活動団体への 男女平等参画の働 きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課
15	メディア・リテラシー の育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課
再掲 8	男女平等センター エガリテにおける学 習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲 9	男女平等センター エガリテ資料コー ナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課

(2)あらゆる機会を活用した広報

区報や各種 SNS をはじめとする多様な広報媒体を活用し、ジェンダー平等に関する情報を分かりやすく伝えることで、区民の理解と関心を広げていきます。

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
16	広報活動の充実	区民等に必要な情報が必要な時に行き渡るよう、区報をはじめホームページ、各種SNS等で情報を発信するとともに、男女平等参画に関する情報も提供する。	・広報戦略課 ・総務課
17	男女平等参画推進 計画推進状況評価 報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
18	区民意識調査の実施	計画改定などの機会を捉え、男女平等参画に関する意識及び生活実態等の変化を明らかにするための調査を行う。	総務課

(3)【新規】関係機関・団体等を通じた大学生・若年層への SNS 等による情報発信と、メディア・リテラシーの推進

インターネットや SNS 上には、ジェンダーバイアスを含む情報も多くみられます。特に若年層がその影響を受けやすい状況にあることから、大学生・若年層に身近な SNS 等を活用した情報発信と、情報を主体的に読み解く力(メディア・リテラシー)を育む取組を新たに進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
新規	防犯リテラシー啓発事業	主に、区立中学生を対象に、情報リテラシー向上と犯罪被害防止を目的とした防犯講習会(防犯リテラシー啓発事業)を開催し、ゲーム形式で追体験することで、インターネット上のリスクや対処法を学び、防犯意識の向上を図る。	防災危機管理課
再掲 8	男女平等センターエガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲 15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNS の適切な利用方法などの啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課

3 性自認及び性的指向に対する理解促進

OLGBT(性的マイノリティ)の認知度は向上している。

LGBT(性的マイノリティ)の認知度は高く、76.0%の人が「内容を知っている」と回答しており、前回調査(70.6%)から増えている。(問5)

OLGBTQ等の方が暮らしやすい社会の実現には「周囲の理解や偏見・差別の解消」を求める声が最多

LGBTQ等の方々が暮らしやすい社会になるために必要なこととして、「周囲の理解や偏見・差別の解消」が 75.4%で最も多く、次いで「教育現場での普及・啓発」(44.9%)となっています。(問30)

(1)性の多様性に関する理解促進

多様な性自認や性的指向について、区民が正しい知識を持ち、理解を深められるよう、啓発や学習の機会を提供し、偏見や差別解消に努めます。併せて区職員や教職員を対象に、あらゆる場面において人権を尊重した行動ができるよう、啓発を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
19	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
20	パートナーシップ宣誓制度の関する取組	パートナーシップ宣誓制度について、区民や関係機関に制度内容を周知し、多様な性に関する理解促進を図る。	総務課
21	区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発	区職員・教職員等が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、区民や児童・生徒が過ごしやすい環境づくりに向けて、研修等で啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課 ・全課
再掲 10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課

(2)【新規】当事者等による相談場所や交流の機会の提供

性自認や性的指向に関して悩みや不安のある人が安心して相談できる場や、当事者同士や支援者が交流できる機会を確保することで、だれもが自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 19	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課

4 政策・方針決定過程における男女平等参画

○政策・方針決定の場面について、女性の7割が「男性優遇」と回答

政策や方針決定への参加の場面について、「男性優遇」(「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と「男性の方が優遇されている」の合計)と回答した人は女性で71.0%、男性で48.0%となっており、その差は23.0ポイントと、家庭生活に次いで男女の意識の開きが大きくなっています。(問6)

○女性自身は、自らの意見が行政に反映されているという実感を持ちにくい状況

女性の意見が行政にどの程度反映されているかについて、女性では「反映されていない」(「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」の合計)が52.6%と過半数を占め、「十分反映されている」との回答は0.4%にとどまっています。(問17)

○方針決定過程に女性があまり進出していない原因は、男性の優位性と根強い性別役割意識

政策や方針決定過程に女性があまり進出していない原因について、「男性優位に組織運営がされていること」が63.5%で最も多く、次いで、「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」が42.9%となっています。(問18)

(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定の場における女性の参画を促進するため、審議会等における女性委員の登用促進をはじめ、多様な意見が反映される仕組みづくりに引き続き取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
22	参画のための学習機会の充実	区民等の自主的な学習活動を支援するとともに、区政への理解を深め、区民参画型の区政を推進するきっかけとするため、区職員が出向き講義する「文京お届け講座」を実施する。	アカデミー推進課
23	広聴活動の充実とパブリックコメントの実施	区民等がそれぞれのライフスタイルに合った方法で、区政に対する意見・要望等を寄せられるよう、来庁、電話、手紙、メール、広聴はがき等により、広く「区民の声」を聴取する体制を整え、政策・方針決定の参考とする。	・広報戦略課 ・関係課
24	委員会・審議会等への区民参画制度の充実	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。公募委員の比率:全委員数の25%以上	関係課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
25	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期を捉え、審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。男女いずれか一方の性が委員総数の40%未満とならないことを目標とする。	・総務課 ・関係課

5 地域社会における男女平等参画

○男女平等センター「エガリテ」の認知度・利用率は依然として低い水準

男女平等センターを「利用したことがある」人と「知っているが、利用したことはない」人の合計は、女性4割、男性3割にとどまっています。「利用したことがある」人に限ると、女性 7.1%、男性 2.4%とごくわずかです。(問38)

○この1年間に地域活動や社会活動に参加していない人は6割を占めている。

この1年間に参加した地域活動や社会活動では、時間的余裕のなさや活動内容、参加方法の認知不足などにより、この1年間に参加したものはない人が6割を占めています。(問15)

○地域活動における女性リーダーを増やすためには、育児・介護支援策の充実を求める人が多い。

地域活動における女性リーダーを増やすためには、「育児や介護を支援するための施策を充実させる」が半数(48.3%)を占め最も多く、次いで、「様々な人が参加しやすいよう、地域活動の時間帯を工夫する」が40.9%と多い。(問19)

(1)地域活動への参画のための活動支援

地域活動団体に、男女平等参画についての意識啓発や活動支援を行います。また、多様化する課題やニーズに柔軟に対応するためにも、多様な立場の人が地域活動の意思決定過程に参画することを促していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
26	地域における住民相互援助活動への支援	地域において、相互援助活動をする団体を支援する(ファミリー・サポート・センター事業、いきいきサポート事業等)。	関係課
27	地域活動団体への活動支援	各種団体の地域活動への参画について支援する。	関係課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
28	ボランティア・地域活動参加への支援	ボランティア・地域活動に関する情報を収集して提供するとともに、相談に応じ、区民の活動への参加を支援する。	関係課
29	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	・総務課 ・防災危機管理課
再掲 14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課

(2)男女平等センター エガリテを拠点とした推進

男女平等センター エガリテを拠点とした男女平等参画推進の取組や情報発信の充実を図り、地域における男女平等参画を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
30	男女平等センターエガリテにおける団体活動の支援	男女平等参画に関わる団体に、必要な情報や活動の場を提供する。	総務課
31	男女平等センターエガリテにおける相談事業の充実	夫婦や親子などの家族関係、職場や地域・学校での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。	総務課
32	文京区女性団体連絡会活動への支援	指定管理者として男女平等センターの管理運営に携わる文京区女性団体連絡会を協働・協治の視点から支援する。	総務課
33	各種団体の相互交流の促進	男女平等参画社会の実現に資する団体の相互交流や連携を深めるため、団体の活動状況等の情報を収集し、提供する。	総務課
34	男女平等センターエガリテの周知	誰もが気軽に学習、交流及び活動をすることができる男女平等推進の拠点として、幅広い世代に周知し、認知度や利用率の向上につなげる。	総務課
再掲 8	男女平等センターエガリテにおける学習機会の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲 9	男女平等センターエガリテ資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課

6 ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進

○避難所の設備・運営への女性等の意見反映を求める声が過半数

災害時に備えた防災対応として重要なことについて、「避難所の設備や備品に女性や多様な性自認の方の意見を反映させる」が 54.9%、「女性や子ども等に対する暴力の防止策を講じたり、プライバシーに配慮した相談窓口を設置する」が 51.0%と、いずれも過半数を占めています。前回調査と比較すると、いずれの項目も増加しています。(問16)

(1)ジェンダー平等や「女性・平和・安全保障(WPS)」の視点に立った災害時対応

文京区では、地域防災計画に「妊産婦・乳児救護所」、女性・こどもの二次的な避難所としての文京区男女平等センターの活用などを位置づけています。また、災害対応時には、女性をはじめ LGBTQ 等当事者などの様々な視点を考慮する環境づくりを行います。

さらに、国の計画にも位置づけられている「女性・平和・安全保障(WPS)」の考え方も踏まえながら、ジェンダー平等の視点に立った災害時対応も進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
35	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災危機管理課
36	救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携	救護所の連携先である区内大学や病院、助産師会など多様な関係機関と有機的な連携体制を継続的に構築する。	防災危機管理課
37	女性・こどもの二次的な避難所※の開設	地域防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備をする。 (幼児避難所：区立幼稚園、児童館、女性・こどもの避難所：男女平等センター)	防災危機管理課
38	避難所運営における女性等への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、LGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。	防災危機管理課

※ 女性・こどもの二次的な避難所：一般の指定避難所での生活が難しい女性や子ども、乳幼児の保護者などに配慮し、災害発生後に必要に応じて開設される特別な二次避難所のこと

(2)避難所の設備・運営等への女性やLGBTQ等当事者の意見反映

災害対応に関する知識の普及啓発や防災活動への女性参画を推進して、避難所の設備や運営に、女性や多様な性自認の方の意見を反映するための取組を実施します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 29	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す	・総務課 ・防災危機管理課
再掲 38	避難所運営における女性等への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、LGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。	防災危機管理課

7 人権尊重の理解促進と相談の充実

○人権問題への対応状況については、ストーカー等性犯罪の防止策、被害者支援やインターネット上の誹謗中傷への対策については不十分と考える人 7 割以上

日本社会における人権問題の対応状況について尋ねた設問では、ストーカー等性犯罪の防止、被害者支援やインターネット上の誹謗中傷への対策について不十分と考える人が7割を超えて問題視されています。(問26)

○悩みや困りごとを抱えても、公的な相談窓口の利用は少数にとどまる。

生活の悩みや困りごとの相談先は「友人・知人」(29.8%)が最も多く、「行政機関の窓口」等の公的な専門機関を挙げた人は3%未満にとどまっています。また、「相談しなかった(できなかった)」人も 12.6%見られます。(問35・36)

(1)啓発、相談機能の充実

人権尊重に関する理解促進と相談体制の充実を進め、だれもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
112	人権を尊重する意識の啓発	人権に関する認識を深めるための情報収集及び提供に努めるとともに、人権週間を中心に啓発活動を行う。	・広報戦略課 ・総務課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
113	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、文京区男女平等センター相談室や文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課
115	相談担当者への啓発及び研修の実施	相談担当者や相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応ができるよう啓発するとともに、スキルアップを図るための研修を行う。	関係課
再掲 31	男女平等センターエガリテにおける相談事業の充実	夫婦や親子などの家族関係、職場や地域・学校での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。	総務課

Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

男性が育休後も継続して家事・育児に関わることができる環境整備を進め、「共働き・共育て」の実現を目標に掲げます。本計画においても、子育てへの支援と保育環境の充実を一本化し、共働き・共育ての実現に向けた支援として整理するとともに、仕事と介護の両立を支えるワーキングケアラーへの支援をしていきます。

家事・育児・介護を平日1時間以上担っている女性は7割を超える一方、男性は4割に届かず、性別による差が依然として大きい状況にあります。こうした実態を踏まえ、男女間の賃金格差の是正、同一価値労働同一賃金の推進に取り組むとともに、女性のリスキリングやデジタル人材育成に向けた支援にも力を入れます。

仕事と家庭の両立をめぐることは、依然として女性に負担が偏りがちな状況がある一方、働き方や職場文化を見直す必要性への認識も高まりつつあります。長時間労働の見直しや、性別にかかわらず柔軟な働き方を選択できる環境づくりは、今後さらに力を入れるべき課題です。

こうした区の現状を踏まえ、性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の支援を進め、誰もがその能力を発揮できる社会の実現を目指します。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

○家事・育児・介護を「主に自分」が担う女性は7割を超え、男性の2倍近い水準

家庭における役割分担について、家事(炊事、洗濯、掃除等)を「主に自分」が行っていると回答した割合は、女性が76.1%であるのに対し、男性は39.8%にとどまっています。育児や子どものしつけについても、女性が男性を40ポイント以上上回っています。(問1)

○ワーク・ライフ・バランスの推進には「社会的サポートの充実」「職場の理解」「長時間労働の見直し」が重要

社会全体としてワーク・ライフ・バランスを推進するために重要なこととして、「育児・介護・妊娠等に関する社会的サポートの充実」(50.9%)、「職場の理解やトップの意識改革」(49.4%)、「長時間労働を見直すこと」(45.7%)が多く挙げられています。(問12)

○女性が働き続けることに対する意識について、女性では、仕事と家庭の両立のために負担が増えている考える人が半数を占めている。

女性が働き続けることについては、「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」が69.1%で最も多い。一方で、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」は女性では52.5%を占めており、男性(26.0%)を大きく上回ります。

(1)男性が家事・育児・介護に主体的にかかわる取組の推進

家事・育児・介護といった家庭生活における役割は依然として女性が担っていることが多い実情を踏まえ、男性が育児休業等を活用しながら、家事・育児・介護に主体的に関わることができるよう、意識づけや環境整備を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
39	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施する。	・総務課 ・幼児保育課 ・健康推進課 ・保健サービスセンター ・真砂中央図書館
40	両親学級の開催	初めてこどもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

(2)共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児の両立支援

「共働き・共育て」とは、夫婦が共に働きながら共に子育てを担う姿を目指す考え方で、仕事と家庭の両立において女性に負担が偏りがちな状況を改め、男女がともに子育ての喜びと大変さを分かち合いながら安心して働き続けられる環境を整えることが求められています。こうした考え方も踏まえ、これまで別々に位置づけていた子育てへの支援と保育環境の充実を一体的に捉え、仕事と育児の両立支援を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
42	子育て情報提供の充実	子育てに係る各種サービスについて、分かりやすく情報提供する。	こども若者政策課
43	一時保育事業	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加、保護者の疾病など、多様な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施する。	・こども若者支援課 ・幼児保育課
44	こども医療費の助成	乳幼児、義務教育就学児及び高校生相当年齢のこどもに係る保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	こども若者支援課
45	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康管理や疾病の早期発見等、育児に必要な健康診査及び保健指導を行う。また、生活環境や疾病構造の変化等に合わせ、アレルギー健診や発達健診等健康診査を実施する。	保健サービスセンター

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
46	文京区版ネウボラ事業	保健師・助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接、宿泊型ショートステイ等の産後ケア事業などを実施し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。	保健サービスセンター
47	保育園の相談機能の充実	区立保育園において、「乳幼児子育て相談」を実施する。また、各保育園が独自のメニューを設定し、子育てに関する相談や情報提供を行うことによって、親子が気軽に集い、子育て世帯の抱える悩みや不安、ストレスの軽減を図り、子育ての喜びを実感してもらうことを目指す「地域子育てステーション事業」を実施する。 私立保育園においては、地域の子育て家庭に対して保育所等の生活を実体験する取組を実施している施設や、出産前後の親の体験学習を実施している施設に対し、補助金を支給し、当該事業を行うことで育児不安の軽減を図る。	幼児保育課
48	妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施	妊産婦や乳幼児の健康管理等の知識を普及啓発するため、母親学級、離乳食講習会、子育て支援講座、児童館における乳幼児とその保護者を対象とした活動等を実施する。	・保健サービスセンター ・児童課
49	子育てひろば事業	保護者と就学前の乳幼児が一緒に安心して遊べる場を提供するとともに、保護者同士の情報交換や子育てに関する相談、子育て支援に関する講習等を実施するなど、保護者への支援を行う。	・こども若者支援課 ・幼児保育課 ・児童課
50	親子ひろば事業	0～2歳のこどもと保護者が楽しく遊びながら、他の親子との交流や情報交換ができる憩いの場を提供するとともに、子育ての悩みや不安などを職員に相談できるほか、保護者向けの子育て支援講座や親子で楽しめる季節の行事を実施する。	こども家庭支援センター
51	ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成	多胎児を妊娠している者又は満3歳未満の多胎児がいる家庭を対象に、ベビーシッターや家事支援、産後ドゥーラのサポートのサービスについて、利用料の一部を助成する。	こども若者支援課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
52	ベビーシッター利用料助成	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッターの派遣による保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	こども若者支援課
53	おうち家事・育児サポート事業	妊婦又は満3歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、家庭の負担軽減や孤立化等を防止するため、家事サービス等の利用料を支援する。	こども若者支援課
54	保育園情報の提供	仕事と家庭の調和を目指す支援として、保育事業における各園の情報提供を行う。	幼児保育課
55	保育園障害児保育	保育が必要な児童のうち、心身の発達に関して特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく保育を実施する。	幼児保育課
56	区立幼稚園の認定こども園化	「文京区教育委員会教育指針」及び「文京区子育て支援計画」に基づき、校舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率等の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討する。	・教育総務課 ・学校運営課 ・教育指導課
57	区立幼稚園の預かり保育	区立幼稚園における保育内容の充実を図るため、幼稚園の教育課程の開始前又は終了後及び長期休業中、区立幼稚園全園で実施する。	学校運営課
58	地域型保育事業	保育を必要とする乳幼児を対象に、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業を実施する。	幼児保育課
59	病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに、区が委託する施設で一時預かりを行う。	こども若者支援課
60	育成室の整備	保護者の就労等により、放課後家庭で保育が受けられない児童に対し、放課後児童支援員が遊びと生活指導を通じてこどもの成長を支援する育成室を整備する。	児童課
61	グループ保育室運営	幼稚園内のスペースに保育室を設置し、再任用保育士等により、保育の必要な乳児の保育を行う。	幼児保育課
62	ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	保護者が疾病、就労等の理由により、緊急かつ一時的に児童(生後60日目から小学生まで)を自宅で養育することが困難になった場合に、宿泊を伴う預かり又は夜間の一時的な預かりを行う。	こども家庭支援センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
63	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト(ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん)等、各種支援を実施する。	・福祉政策課 ・こども若者支援課
再掲 40	両親学級の開催	初めてこどもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

(3)ワーキングケアラー等への支援

高齢化の進展に伴い、家族の介護をしながら働き続ける「ワーキングケアラー」は増加しており、仕事との両立が難しく離職に至るケースも見られます。区としても、介護をしながら働き続けられる環境づくりに向けた支援を新たに進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
64	介護保険制度の促進	介護保険サービスの提供と制度の周知・啓発を図り、その活用を促進することで、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	介護保険課
65	介護保険外のサービスの充実	介護保険外のサービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。	高齢福祉課 介護保険課
66	障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等を提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
67	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
68	ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業	ヤングケアラーに気付き適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し、連携体制を強化する。 また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、こどもが健全に成長できる環境を整える。 学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。	・こども家庭支援センター ・教育指導課 ・教育センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
80	多様な働き方や法制度の情報提供・啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派遣事業の補助、セミナーや広報誌等の発行により、女性活躍推進法や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携して周知し、啓発を行う。	・総務課 ・経済課

2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

○働きやすい職場環境作りには、処遇や労働条件の見直しを求める声が多い。

性別にかかわらず働きやすい職場環境を作るために重要なこととして、「性別による賃金格差を是正する」(32.8%)が最も多く、次いで「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」(30.9%)、「育休等を取っても人事評価に影響がないようにする」(27.3%)となっています。(問8)

○職場における性別による待遇の格差は、女性は昇任・昇格で格差があると感じている。

職場における性別による待遇の格差等については、性別で見ると、女性では「昇進・昇格に男女格差がある」が28.5%で最も多くなっています。(問7-1)

○育児休業・介護休業等を取得しやすくするためには、職場の理解や取得しやすい雰囲気重要である。

育児休業、介護休業等を取得しやすくするために必要なこととしては、「職場に取得しやすい雰囲気があること」が72.0%で最も多く、次いで、「上司や同僚などの理解や協力があること」が67.7%となっています。

(1)働きやすい職場環境の整備・支援と職場文化の醸成

性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるためには、長時間労働の削減や賃金格差の是正など労働環境の見直しが必要になっています。区としても、働きやすい職場環境の整備・支援に加え、育休等の取得が不利益につながらない職場文化の醸成に取り組めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
70	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
71	労働関係セミナーの実施	各労働行政機関と連携して、事業主及び労働者に対して労働法規関係のセミナーを実施する。	・総務課 ・経済課
72	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく、情報誌として提供する。	経済課
73	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と連携してセミナー等による情報提供を行う。	経済課
74	区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備	区の契約仕様書及び指定管理者との協定書に、性別に起因する差別の禁止に関して記載する。 また、文京区女性のエンパワメント原則(WEPs)推進事業所を評価(加点)する項目を設けた総合評価落札方式を実施することにより、区内事業所等の男女平等参画を推進する。	・総務課 ・契約管財課
75	文京区女性のエンパワメント原則(WEPs)推進事業所の登録	UN Women(国連女性機関)と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	・総務課 ・経済課
76	各労働行政機関との連携	各労働行政機関と連携して、労働施策を推進するために、文京区内における雇用・労働問題に係る課題(男女の賃金格差解消等を含む。)や地域ニーズについて、意見交換及び協議を行う。	経済課

(2)女性の就労・再就職、起業、リスキリング等への支援

就業構造の変化やデジタル化の進展を背景に、新たな知識・スキルを学び直す「リスキリング※」への関心が高まっています。女性の就労・再就職や起業に加え、リスキリングを含めた多様な支援を新たに進めます。

※ リスキリング:技術革新や産業構造の変化に対応するため、新たな職業に就くために、又は今の職業で必要とされるスキルの変化に対応するために、必要なスキルを習得すること

事業番号	事業名	事業概要	所管課
77	女性の就労に関する支援	就労等を希望する女性に対し、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料の活用、公共職業安定所等との連携により、情報の提供、セミナーを開催する。	・総務課 ・経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
78	就労支援機関(ハローワーク飯田橋)との連携による就職面接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労支援機関(ハローワーク飯田橋)と連携し、就職面接会などを実施する。	経済課
79	創業者への支援	区内で創業を目指す方及び創業して間もない方を対象に、創業を支援するセミナーを開催するほか、受講者向けの個別相談会、交流会を行う。 文京区で創業しようとする場合又は区内で創業して1年未満の場合、必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんする。	経済課
再掲 63	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト(ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん)等、各種支援を実施する。	・福祉政策課 ・こども若者支援課
再掲 70	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課

(3)多様で柔軟な働き方の支援

働き方は年代やライフステージなどによって様々であることから、テレワークや短時間勤務など、多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備を支援します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
81	非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施	非正規雇用者の労働条件を向上し、労働環境を整備するため、区内の非正規雇用者や雇用主に対して意識啓発を行う。	経済課
82	内職あっせん相談業務の充実	内職者の労働条件を改善し、生活を安定させるため、家内労働法や内職あっせん相談業務を周知・徹底する。	経済課
再掲 72	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく、情報誌として提供する。	経済課

事業 番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 73	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と連携してセミナー等による情報提供を行う。	経済課
再掲 80	多様な働き方や法制度の情報提供・啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派遣事業の補助、セミナーや広報誌等の発行により、女性活躍推進法や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携して周知し、啓発を行う。	・総務課 ・経済課

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

令和6年に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、本計画においても、「困難な問題を抱える女性等への支援」を中項目に新設し、様々な困難を抱える女性を包括的に支援していきます。

インターネットやSNSの普及が進む中で、誹謗中傷、性の商品化や性・暴力表現への対応が求められています。あわせて、プレコンセプションケアを含む予防的健康支援や、月経・更年期・がん治療等と就業継続の両立支援の視点も新たに取り入れます。

配偶者等からの暴力を受けた経験は女性が男性を上回る状況にあり、公的な相談窓口についても「警察」以外の認知度が低くとどまるなど、被害の潜在化や相談へのハードルの高さが課題となっています。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨も踏まえ、複合的な困難を抱える女性が必要な支援に確実につながる体制づくりの重要性も、今後増していきます。

こうした動向を踏まえ、配偶者等からの暴力の根絶、あらゆる暴力の根絶、困難な問題を抱える女性等への支援、生涯を通じた男女の健康支援の4つの柱で取組を進めます。

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

○配偶者・パートナー等からの暴力を受けた経験は、女性が男性を上回る。

配偶者・パートナー、交際相手などから行為を受けた経験について、「何度もある」「一、二度ある」の合計は、女性で心理的攻撃 18.6%、身体的暴行 14.3%、経済的圧迫 10.3%、性的強要 8.3%となっており、いずれも男性より6～9ポイント高くなっています。(問32)

○公的な DV 相談機関の認知度は「警察」が最も高く、次いで「どれも知らない」が多い。

配偶者等からの暴力についての公的な相談機関として、「警察(生活安全課等)」を認知している人は 63.4%にのぼる一方、それ以外の相談機関を挙げた人はいずれも2割未満と低くなっており、「どれも知らない」は 25.7%となっています。(問31)

○暴力を受けた人が相談しやすい環境の整備が重要である。

何らかの暴力行為を受けたことがある人のうち、親族や友人・知人に相談した人がいる一方で、過半数の人は相談するほどではないと思ったり、人に打ち明けることに抵抗があったなどで、相談につながらない実態があります。(問32-1、問32-1-1)

○暴力防止に係る様々な啓発や支援の充実が求められている。

DV防止等の対策としては、暴力防止に係る様々な啓発や支援等の充実を求める声

が多くなっています。性的強要を受けている人や心理的攻撃、身体的暴行、経済的圧迫を何度も受けている人では、離婚調停・訴訟等に係る法的サポートや各種生活支援の充実を要望する人も多くなっています。(問34)

(1)配偶者等からの暴力の防止と啓発

配偶者・パートナー等からの暴力は、性別を問わず誰にでも起こり得るものです。区民調査でも、心理的攻撃や身体的暴行等を受けた経験は女性がより高い割合となっている一方、男性にも一定の被害があることが分かっています。性別にかかわらず、暴力を許さない意識を地域全体に広げるための防止と啓発に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
83	DV防止に向けた意識啓発の推進	DVに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課
84	区職員・教職員等への周知・研修	区職員や教職員の、DV(デートDV、同性間DVを含む。)に関する認識を深めるとともに、専門的な研修の受講等により関係職員のスキルアップを図る。また、乳幼児や学齢期の子育て環境における事象対応について、見識を深める。	・総務課 ・生活福祉課 ・幼児保育課 ・教育指導課
85	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課
86	女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知	女性をめぐる様々な人権問題の解消を図るための人権相談や強化週間の実施により周知・啓発する。	総務課

(2)早期発見と相談体制の充実

早期発見につなげるため、様々な相談窓口の周知と相談体制の充実を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
87	配偶者等からの暴力の防止に向けた関係機関等の連携	DVの防止と被害者支援のために、関係機関連絡会を開催し、連携を深める。(ストーカー規制法なども対応する。)	・総務課 ・生活福祉課
88	DV被害者への支援策の周知	区報や印刷物等により、DV被害者の相談窓口及び支援策等を周知する。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
89	配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化	配偶者、パートナー等からの暴力に関する相談窓口としての相談体制を強化する。	生活福祉課
90	相談事業の連携	配偶者、パートナー等からの暴力に関し、複雑化・多様化する被害への対応を適切に行うため、生活福祉課、こども家庭支援センター等が連携し、相談体制の充実を図る。	・総務課 ・生活福祉課 ・こども家庭支援センター ・教育センター
91	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	配偶者暴力相談支援センターの周知と機能の充実を図る。	・総務課 ・生活福祉課

(3)被害者の保護から自立・生活再建を支援する体制の整備

被害を受けた方が安心して新しい生活を始めることができるよう、保護から自立・生活再建まで一貫して支える体制の整備を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
92	被害者への支援	被害者に対し、加害者からの安全の確保並びに今後の自立に向けた生活に必要な制度及び具体的な支援策の情報提供を行う。	生活福祉課
93	母子・女性緊急一時保護事業の実施	夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子又は女性を、一時的に母子生活支援施設等に入所させて、必要な保護と相談、援助等を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図る。	生活福祉課
94	DV被害を受けた子どもへの支援	関係機関と連携して、DV被害者の子どもを含め、被害を受けた子どもを支援する。	・生活福祉課 ・幼児保育課 ・こども家庭支援センター ・児童相談課 ・教育指導課
95	被害者の自立支援	暴力に関する理解を深め、日常生活、就業、住居等における二次被害の防止に配慮しながら、関係機関と連携して、被害者の自立を支援する。	生活福祉課
96	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者、パートナー等からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

(4)児童等への虐待の防止と支援

児童等への虐待を防止するため、関係機関と連携しながら早期発見と支援に取り組めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
97	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会等の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。	・こども家庭支援センター ・児童相談課
98	乳幼児家庭支援保健事業	乳幼児健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問事業等により、子育ての困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行う。	・こども家庭支援センター ・保健サービスセンター
再掲 94	DV被害を受けたこどもへの支援	関係機関と連携して、DV被害者のこどもを含め、被害を受けたこどもを支援する。	・生活福祉課 ・幼児保育課 ・こども家庭支援センター ・児童相談課 ・教育指導課

2 あらゆる暴力の根絶

○パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの問題は職場で多く発生しており、相談窓口の周知や気軽に相談につなげられるようにしていくことが重要である。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等は職場で発生することが比較的多く、特にパワー・ハラスメントを受けたことがあるという人は2割となっています。ただし、それらのハラスメントを受けた人のうち、6割の人が相談につなげておらず、その理由を「相談しても無駄だと思った」、「相談することで不利益な扱いをされると思った」等と回答しています。認知度を高めるために各種の相談窓口について周知をし、無力感を感じることなく気軽に相談につなげられるようにしていくことが重要です。(問22、問22-1、問22-1-2)

○メディアにおける性表現について「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」との回答が多い。

テレビ、インターネット等のメディアにおける性や暴力表現について、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」(37.9%)、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」(36.7%)、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」(31.0%)が多く挙げられています。(問25)

(1)子ども、若年層に対する暴力の根絶に向けた対応

子どもや若年層が暴力の被害に遭わないよう、発達段階に応じた啓発と相談体制の充実に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
99	こどもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携	学校等において、こどもの性被害等の暴力に係る相談等を受けた場合には、適切な部署や機関へつなぎ、連携を図って対応する。	・こども家庭支援センター ・児童相談課 ・教育指導課 ・教育センター
100	若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進	デートDVについて、若い世代を中心に広く区報や講座等で周知・啓発する。	・総務課 ・教育指導課
101	こども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進	こども・若年層に対する性暴力等の防止に向け、広く意識啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課
102	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。	・総務課 ・経済課 ・教育指導課 ・教育センター

(2)様々なハラスメントや暴力に対する防止・対応

様々なハラスメントや暴力に対する防止と対応に取り組めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
103	ストーカー防止に関する意識啓発の推進	ストーカー防止に関する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、庁内・警察等関連機関との連携を図る。	・総務課 ・生活福祉課
再掲 96	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者、パートナー等からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課
再掲 102	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。	・総務課 ・経済課 ・教育指導課 ・教育センター

(3)性の商品化とメディア、インターネット、SNS 上における性・暴力表現への対応

インターネットやSNSの影響の増大も踏まえ、性の商品化や性・暴力表現への対応を強化します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
104	青少年有害情報への対応	東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組放送、情報の取扱いへの配慮を要請する。"	こども若者支援課
105	消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応	当初に意図していない契約の相談には、適切な窓口を案内するなど、迅速に対応するとともに、ペアレンタルコントロールの活用、SNS利用に関する意識・啓発を行う。	経済課
再掲 10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
再掲 15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	・総務課 ・教育指導課

3 【新規】困難な問題を抱える女性等への支援【困難女性支援基本計画】

○生活の悩みや困りごとについては、年齢や性別によつての傾向の違いがみられる。

悩みごとがあつても「相談するほどのことでもない」と回答した女性や「人に打ち明けることに抵抗がある」と回答した女性単身世帯がそれぞれ約3割をしめ、相談にながっていない人がいます。(問36、問36-1)

(1)【新規】関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実

DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性を支えるため、関係機関や民間団体との連携・協働による支援の充実を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
116	母子及び父子福祉資金の貸付の実施	母子及び父子世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送るため、目的に応じた資金の貸付けを実施する。	生活福祉課
117	母子生活支援施設における母子保護の実施	さまざまな事情によりこどもの養育や生活が難しい母子家庭の、生活の保護と自立に向けた支援を行うため、母子生活支援施設における母子保護を実施する。	生活福祉課
118	母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施	母子家庭及び父子家庭の親が、資格・技能を習得し、自立の促進を図るために、母子家庭及び父子家庭の就業支援施策の一環として給付金を支給する。	生活福祉課
新規	民間団体等との協働による事業の実施	不安や悩みを抱えた女性に対して、相談や支援につながるきっかけになるように、民間団体等と出張型の居場所の提供や相談窓口の周知・啓発を行います。	生活福祉課

(2)【新規】困難女性支援に対する相談支援機能の強化

困難な問題を抱える女性が、状況に応じた支援に確実につながることができるよう、相談支援機能の強化を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
新規	女性のほほえみ支援ネットワーク事業協議会の運営	困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行うための、関係機関、民間団体等との連携・協働を強化するため、女性のほほえみ支援ネットワーク事業協議会を運営する。	生活福祉課
新規	女性相談支援員等の支援力の向上	女性相談の専門的な研修を受講するとともに、複雑化・多様化する事例の検討や相談業務への精神的負担に配慮した取組を行い、女性相談支援員のスキルアップを図る。	生活福祉課
再掲 113	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、文京区男女平等センター相談室や文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課

(3)各種支援制度の整備

貧困等複数の困難を抱える方が必要な支援を受けられるよう、各種支援制度の整備を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
119	こどもの貧困対策	こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、こどもの貧困対策を推進する。	こども若者政策課
再掲 19	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
再掲 63	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト(ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん)等、各種支援を実施する。	・福祉政策課 ・こども若者支援課
再掲 68	ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業	ヤングケアラーに気付き適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し、連携体制を強化する。 また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、こどもが健全に成長できる環境を整える。 学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。"	・こども家庭支援センター ・教育指導課 ・教育センター
再掲 113	各種相談事業の充実	相談者の抱える問題を解決するために、文京区男女平等センター相談室や文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課

4 生涯を通じた男女の健康支援

○性や妊娠・出産に関する情報提供・相談体制の充実を求める声が最も多い。

女性が性や妊娠・出産に関することを自分の意志で決める上で必要なことについて、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」(51.6%)、「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」(49.0%)が多く挙げられています。

(問21)

○「プレコンセプションケア」の認知度は低く、「知らない」が8割を超える。

男女平等参画に関する用語のうち、「プレコンセプションケア」は「知らない」との回答が 80.6%と最も高くなっています。(問5)

(1)プレコンセプションケアと性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ)の普及・啓発

プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分自身の身体や生活習慣と向き合い、健康管理に取り組むことを指します。若い世代のうちから月経周期や生活習慣、性感染症などについて正しい知識を持ち、心身の健康を主体的に管理することは、将来の妊娠・出産だけでなく、生涯を通じた健康にもつながります。こうした視点を踏まえ、性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ)の普及・啓発を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
106	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。	・総務課 ・健康推進課
107	妊娠・産じゅく期の支援	妊娠・出産などの機能を持つ観点から、母体保護を徹底するため、保健指導、妊婦健康診査、ネウボラ面接などの様々な機会を活用し、啓発と健康管理を行うとともに、宿泊型ショートステイなど産後ケア事業を実施する。	・健康推進課 ・保健サービスセンター
108	エイズ・性感染症対策の推進	エイズ・性感染症検査及び相談等を実施する。また、年1回感染症予防対策としてレッドリボン展を開催し、広く区民に対し、HIV感染とAIDSについての正しい知識と理解を促す。	・予防対策課 ・保健サービスセンター
109	不妊治療の支援	こどもを望む家庭の経済的負担軽減のため、不妊治療費の助成等を行う。	健康推進課
再掲 5	性教育の充実	発達段階に応じた性教育(性被害、性自認・性的指向を含む。)を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対し、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導する。	教育指導課

(2)保健指導・健康診査の充実

生涯を通じた健康づくりを支えるため、保健指導や健康診査の充実に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
110	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	・保健サービスセンター
111	健康診査・がん検診の実施	ライフステージに応じた健康診査を実施する。また、早期発見・早期治療を推進するために、各種がん検診を実施する。	・健康推進課 ・保健サービスセンター

(3)【新規】仕事と健康課題の両立支援

月経や更年期等の健康課題を抱えながら働き続けられるよう、仕事と健康課題の両立支援を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
新規	女性の健康課題に関する啓発の実施	ライフステージごとの健康課題に関する普及・啓発等を行う。	健康推進課
再掲 106	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。	・総務課 ・健康推進課
再掲 110	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	保健サービスセンター

IV 推進体制の整備

政策・施策の企画立案段階からジェンダーの視点を組み込む「ジェンダー主流化」の考え方を踏まえ、本計画においても、区職員への意識啓発に加え、ジェンダー主流化の視点を庁内推進体制に組み込むこととします。

また、文京シビックセンター内に日本事務所を構える UN Women との連携や、関係機関、国・都・他自治体との連携にも引き続き取り組みます。

1 庁内等推進体制の整備・充実

○「文京区男女平等参画推進条例」の認知度は、多くの世代で1割未満

「文京区男女平等参画推進条例」について「内容を知っている」と回答した人は、女性の30代(12.7%)と男性の10・20代(13.2%)を除き、いずれの世代も1割未満となっています。(問5)

(1)文京区男女平等参画推進条例の推進

男女平等参画を推進していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割の意識及びアンコンシャス・バイアスの解消や人権尊重を基盤とした男女平等の意識の形成を課題として、政策を展開していくために、条例について更なる周知に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
120	文京区男女平等参画推進条例の周知	文京区男女平等参画推進条例について、あらゆる機会を捉え周知を行う。	総務課

(2)計画の推進と評価体制の確立

計画に基づく取組を着実に進めるため、推進と評価の体制を確立します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
121	男女平等参画推進会議の運営	男女平等参画推進のため、学識経験者及び区民が提言し、計画の推進を評価する男女平等参画推進会議を運営する。	総務課
122	男女平等参画推進委員会の運営	全庁的な組織である男女平等参画推進委員会の運営を通して、男女平等参画を総合的に推進する。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
123	男女平等推進委員連絡会の運営	職層・職域を問わず各課1人以上の推進委員を配し、男女平等参画推進条例に基づく実務的な推進を図る。	・総務課 ・全課
124	計画評価と重点項目の指定	男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。	総務課
再掲 17	男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課

(3)区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成

政策・施策の企画立案段階からジェンダーの視点を組み込む「ジェンダー主流化」の考え方は重要です。区職員への意識啓発に加え、政策・施策の企画立案段階からジェンダーの視点を組み込む人材育成を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
125	区職員に対する意識啓発の推進	区職員に対し、男女平等意識、性的指向や性自認の啓発やハラスメント防止のための研修を実施するとともに、男女平等参画に関する講座等への参加を働きかける。区職員が担当している職務に、男女平等参画の視点を取り入れて施策を展開できるよう啓発する。	・総務課 ・職員課
126	職務分担における固定的性別役割分担の是正	性別にとらわれず、それぞれの能力を発揮できる職務の分担を行う。	全課
127	印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み	区で発行する新聞、冊子、ポスター、ちらし等のイラスト、写真、キャッチフレーズ等は、性別に関する差別・偏見がないように掲載する。	全課
128	区職員に対する出産・育児・介護に係る休暇・休業制度の普及・啓発	男女を問わず、職員が出産・育児・介護に係る休暇・休業制度を円滑に利用できるよう、制度の周知・啓発を推進する。また、職員本人や配偶者等の妊娠・出産等の申出があった場合には、所属長が休暇・休業の取得意向を確認する	職員課

		とともに、職員が性別にかかわらず安心して制度を利用できるよう、職場全体で積極的に支援する体制づくりを進める。	
129	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止策の充実	ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 また、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。"	職員課
130	女性職員の管理監督職登用の推進	職場における女性の管理監督職への登用を促進するとともに、職員が自らのキャリアプランを主体的に考えるためのキャリアアップ研修を実施する。	職員課

(4) 苦情申立て制度の運用

区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情について、文京区男女平等参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する関係者からの意見聴取を行った上で一定の見解を表明します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
131	苦情申立て制度の運用	区が関与する男女平等参画の推進に関する施策に係る苦情申立てについて、文京区男女平等参画推進会議で調査し、審議する。	総務課

2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携

(1) 国際社会の取組との連携

国際社会の取組との連携や情報発信に努め、諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
132	UN Womenとの連携	UN Women(国連女性機関)日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課
133	国際機関との連携協力	国連機関やNGO、大使館等との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ国際理解の促進を図る。	・総務課 ・アカデミー推進課

(2)国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)、UN Women との連携

文京シビックセンター内に日本事務所を構える UN Women との連携し、国連持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)の周知・推進とあわせて取組を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
134	持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)の周知	SDGsの 17 の目標を達成するための重要なテーマであるジェンダー平等の視点から、SDGsについて周知する。	・企画課 ・総務課
再掲 75	文京区女性のエンパワメント原則(WE Ps)推進事業所の登録	UN Women(国連女性機関)と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	・総務課 ・経済課
再掲 132	UN Womenとの連携	UN Women(国連女性機関)日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課

(3)国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

計画の実効性を高めるため、国・都・大学・企業・民間団体との連携を引き続き強化します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
135	国・都・他自治体に対する要望・連携	国や東京都、他自治体の動向や情報の収集に努め、国・都への要望をはじめ連携強化を図る。	総務課
136	公共機関との連携の強化	国・都等の公共機関とセミナーの共催等を通して、法や制度の周知・徹底を図る。	総務課
137	大学・企業・民間団体との連携の強化	男女平等参画に資する取組をしている大学・企業・民間団体との連携と協力を強化する。	・総務課 ・アカデミー推進課
再掲 4	女子生徒・学生のSTEM教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	・総務課 ・教育指導課 ・教育センター
再掲 35	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災危機管理課
再掲 75	文京区女性のエンパワメント原則(WE Ps)推進事業所の登録	UN Women(国連女性機関)と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	・総務課 ・経済課
再掲 85	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課